

佐賀県告示二百八十七号

海岸保全区域の指定（昭和五十九年佐賀県告示第五百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月三十一日

佐賀県知事

古

川

康

伊万里港海 岸	山代地区海 岸	久原地先海 岸の(九)	" ホ " 6から33度30分方向へ87mの点 基点1から基点7までを順次直線で結んだ線及び基点1 と基点7を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点A 久原北防波堤東南東端 " 1 基点Aから262度の方向へ720mの点 " 2 " 1から271度の方向へ65mの点 " 3 " 2から207度の方向へ35mの点 " 4 " 3から91度の方向へ71mの点 " 5 " 4から0度の方向へ20mの点 " 6 " 5から90度の方向へ8mの点 " 7 " 6から65度の方向へ7mの点
------------	------------	----------------	---

を

			" ホ " 6から33度30分方向へ87mの点
--	--	--	-------------------------

に於て